

大財第 135 号

平成 27 年 3 月 12 日

大阪市会議長 床 田 正 勝 様

大阪市長 橋 下 徹

議案第 128 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
の一部修正の承諾を求めることについて

平成 27 年 2 月 24 日に提出した議案第 128 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正いたしたいので、大阪市会会議規則第 11 条の規定により、貴会のご承諾を願いたい。

記

附則第 11 項各号中「100 分の 2」を「100 分の 1」に改める。

理 由

本議案については、関係常任委員会での審議の状況を踏まえ、幼稚園教員及び保育士の給料について調整を行った結果、激変緩和のための経過措置の取扱いについて、修正が必要になったため。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は修正

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 (抄)

附 則

1-10 省 略

(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)

11 附則第6項から前項までの規定による職務の級及び号給の切替えにより、新号給の給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員の施行日以後における給料月額は、その者の受ける号給の給料月額が、施行日の前日に受けていた給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額に達するまでの間、当該額とする。

(1) 施行日から平成28年3月31日まで $\frac{100分の2}{100分の1}$

(2) 平成28年度以後の各年度の4月1日から3月31日まで 当該各年度の前年度の
4月1日から3月31日までにおける割合に $\frac{100分の2}{100分の1}$ を加算した割合

12-33 省 略